

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（第15回）  
（書面開催）

配布資料一覧

令和8年5月8日（金）

配付資料：

- 資料1-1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会設置について
- 資料1-2 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領
- 資料1-3 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会における事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について
- 資料1-4 特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ

- 参考資料 1－1 工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針
- 参考資料 1－2 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示（令和八年経済産業省告示第六十一号）
- 参考資料 1－3 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会設置要綱改正案（新旧対照表）
- 参考資料 1－4 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領改正案（新旧対照表）
- 参考資料 1－5 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会における事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について（新旧対照表）

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の  
設置について

平成31年3月26日  
令和8年5月8日一部改正

経済産業省が、工業製品製造業を所管する立場から、工業製品製造業分野の特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。

名 称： 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会

設 置： 平成31年3月26日

目 的：

構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに特定技能制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能の適正な実施及び特定技能外国人の保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること

協議・連絡事項：

- ① 特定技能外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策
- ② 特定技能外国人の受入れに係る優良事例等
- ③ 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

- ④ 特定技能所属機関等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置
- ⑤ その他特定技能外国人の適正な実施及び特定技能外国人の保護に資する情報及び取組

構成員：

- ① 経済産業省
- ② 法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省
- ③ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条の登録を受けた法人
- ④ 地方公共団体、経済団体その他の団体（本会の目的に賛同し、本会の行う情報把握や周知等に協力する能力を有すると経済産業省が認めるものに限る。）

運営要領： 別紙のとおり

議 事： 原則公開

事務局： 経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室

以上

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会  
運営要領

平成 31 年 3 月 26 日

令和 7 年 12 月 26 日一部改正

令和 8 年 5 月 8 日一部改正

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針(令和 7 年 3 月 11 日閣議決定)に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和 4 年経済産業省告示第 127 号)(以下「上乘せ基準告示」という。)第 3 条第 3 号に定める製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。

(目的)

第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに特定技能制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能の適正な実施及び特定技能外国人の保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。

(組織)

第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。

- 一 経済産業省
- 二 法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省（以下「制度関係機関」という。）
- 三 上乘せ基準告示第4条の登録を受けた法人
- 四 地方公共団体、経済団体その他の団体（協議・連絡会の目的に賛同し、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力する能力を有すると第一号に定める構成員が認めるものに限る。）

（構成員の義務）

第三条 前条第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の方針等を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）の特定技能外国人を雇用する特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関等」という。）に対し、協議・連絡会の求めに応じて指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取又は現地調査等を行うこと
  - 二 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる産業のうち、上乘せ基準告示第2条第1項第1号、第17号若しくは第76号又は第2項第46号に掲げる産業を行っている特定技能所属機関等に対し、協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じさせること
- 2 前条第4号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の求めに応じ、協議・連絡会が行う情報の周知及び調査に協力するよう、努めるものとする。
  - 3 第1項第1号により、特定技能の在留資格に係る出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、構成員は必要な措置を講じなければならない。

(主宰及び事務局)

第四条 協議・連絡会は、経済産業省製造産業局長、商務情報政策局長及び商務・サービス審議官が主宰するものとし、その庶務は経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室が処理する。

(会議の招集)

第五条 主宰者は、必要に応じ、構成員を招集し、会議を開催することができる。

2 前項の場合において、主宰者は、構成員のうち、会議の議事に関係する者（以下「参加者」という。）のみを招集することができる。

3 主宰者は、会議の議事に鑑みて必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に参加させることができる。

4 主宰者は、議事の内容を記載した書面又は電子メールの送付その他の方法により参加者に周知することにより、会議の開催に代えることができる。

(協議・連絡等)

第六条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。

一 特定技能外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策

二 特定技能外国人の受入れに係る優良事例等

三 特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置

四 特定技能所属機関等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置

五 その他特定技能外国人の適正な実施及び特定技能外国人の保護に資する情報及び取組

(議事の公開等)

第七条 会議は、原則として公開とする。ただし、主宰者が、会議の議事の内容に鑑み、公開とすべきでないとする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定に基づき、議事を公開しない場合には、議事を公開しないこととした理由を公開するものとする。ただし、その理由を公開することが、個人若しくは法人の権利利益を著しく害する場合又は他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、公にすることにより率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある場合その他公益を損なうおそれがある場合は、この限りでない。

(入会)

第八条 協議・連絡会の構成員になろうとする者（第2条第4号に掲げる者に限る。）は、経済産業省が定める方法により、次に掲げる事項を事務局宛に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 その他別に定める申請様式で定める事項

2 主宰者は、協議・連絡会の目的に鑑み、第1項の届出を行った者（第2条第4号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）を協議・連絡会の構成員とすることが著しく適当でないと判断した場合には、第1項の届出を行った者が協議・連絡会の構成員となることを拒否することができる。

(変更)

第九条 協議・連絡会の構成員（第2条第4号に掲げる者に限る。）は、前条第1項の規定により事務局に届け出た事項を変更しようとするときは、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(退会)

第十条 協議・連絡会の構成員は、協議・連絡会を退会する場合には、別に定める様式及び方法により、事務局宛にその旨を届け出なければならない。

(除名)

第十一条 第2条第3号に該当するものとして構成員となった者が上乗せ基準告示第10条の規定に該当することとなったときは、主宰者は、当該構成員を除名することができる。

2 第2条第4号に該当するものとして構成員となった者が、協議・連絡会の目的に鑑み、著しく適当でない行為を行ったときは、主宰者は、当該構成員を除名することができる。

(協議・連絡会と制度関係機関の連携)

第十二条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。

(雑則)

第十三条 協議・連絡会は、必要に応じて、本要領の規定の見直しを行う。

2 前各条に定めるもののほか、協議・連絡会の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局において別途定める。

附則

この規約は、平成31年3月26日より施行する。

附則（令和4年5月25日）

この規約は、令和4年5月25日より施行する。

附則（令和4年7月1日）

この規約は、令和4年7月1日より施行する。

附則（令和6年9月30日）

この規約は、令和6年9月30日より施行する。

附則（令和7年5月26日）

この規約は、令和7年5月26日より施行する。

附則（令和7年12月26日）

この規約は、令和7年12月26日より施行する。

附則（令和8年5月8日）

この規約は、令和8年5月8日より施行する。

## 事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について

令和 6 年 9 月 3 0 日

令和 7 年 1 2 月 2 6 日一部改正

令和 8 年 5 月 8 日一部改正

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会決定第 1 号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和 4 年経済産業省告示第 1 2 7 号）（以下「上乘せ基準告示」という。）第 3 条第 3 号で定める「協議会において協議が調った事項」及び上乘せ基準告示第 4 条に規定する特定技能外国人受入事業実施法人（以下「J A I M」という。）への所属要件は、以下のとおりとします。

## ○「中分類 11 繊維工業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 11 繊維工業」に該当する事業所は、1 号特定技能外国人を勤務させる場合には、経済産業省が別に定める審査事項に則り、次に掲げる事項を全て満たしていることとします。
  - 一 国際的な人権基準に適合し事業を行っていること
  - 二 勤怠管理を電子化していること
  - 三 パートナーシップ構築宣言を実施していること
  - 四 特定技能外国人の給与を月給制とすること
- ・また、上記事項を満たしていることの確認は、J A I M事務局（以下「事務局」という。）により行うこととしますので、J A I Mへの所属手続を行う際は、事務局より上記事項を満たしていることの確認を受けてください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度の J A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

## ○「中分類 15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所

- ・「中分類 15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1 号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、全日本金属印刷工業協同組合連合会のいずれかに所属していることとします。
- ・J A I Mへの所属手続を行う際は、事前に上記いずれかの団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しを J A I Mへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度の J A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項

の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

○「小分類 484 こん包業」に係る産業を行っている事業所

- ・「小分類 484 こん包業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、日本梱包工業組合連合会に所属していることとします。
- ・J A I Mへの所属手続を行う際は、事前に上記団体へ所属し、会員証発行の申請を行ってください。その後、当該団体が発行した会員証の写しをJ A I Mへの所属手続を行う際に事務局へ御提出ください。
- ・なお、上記事項は、J A I Mの賛助会員であろうとする間及び同賛助会員である間は継続して取り組む必要があります。上記事項を満たさなくなった場合は、速やかに事務局に連絡願います。また、毎年度のJ A I M賛助会員資格の更新等の際に、事務局及び当該団体にて上記事項の遵守状況を確認し、遵守されていないことが判明した際は、J A I Mから除名する可能性がありますので御注意ください。

以上

■ 1号特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ（1/2）

令和7年5月26日

令和8年5月8日一部改正

製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会決定第2号

特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類（日本標準産業分類第14回改定）		特定技能外国人が従事する業務区分																
分類番号	分類項目名	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理	紙器・段ボール箱製造	コンクリート製品製造	RPF製造	陶磁器製品製造	印刷・製本	紡織製品製造	縫製	電線・ケーブル製造	プレハブ住宅製品製造	家具製造	定形・不定形耐火物製造	生コンクリート製造	ゴム製品製造	かばん製造
11	繊維工業									○	○							
1221	造作材製造業（建具を除く）												○					
1224	建築用木製組立材料製造業												○					
131	家具製造業													○				
1391	事務所用・店舗用装備品製造業													○				
1393	鏡縁・額縁製造業													○				
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）													○				
141	パルプ製造業	○	○		○				○									
1421	洋紙製造業	○	○		○				○									
1422	板紙製造業	○	○		○				○									
1423	機械すき和紙製造業	○	○		○				○									
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）	○	○		○				○									
1432	段ボール製造業	○	○		○				○									
144	紙製品製造業	○	○		○				○									
145	紙製容器製造業	○	○		○				○									
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	○	○		○				○									
15	印刷・同梱連業								○									
18	プラスチック製品製造業	○	○	○					○									
19	ゴム製品製造業																○	
206	かばん製造業																	○
2122	生コンクリート製造業															○		
2123	コンクリート製品製造業												○					
2129	その他のセメント製品製造業												○					
2141	衛生陶器製造業								○									
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業								○									
2143	陶磁器装置物製造業								○									
2146	陶磁器製タイル製造業								○									
2151	耐火れんが製造業														○			
2152	不定形耐火物製造業														○			
2194	鋳型製造業（中子を含む）	○																
2211	高炉による製鉄業	○																
2212	高炉によらない製鉄業	○																
222	製鋼・製鋼圧延業	○																
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○																
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○																
2234	鋼管製造業	○																
2236	磨棒鋼製造業	○																
2237	引抜鋼管製造業	○																

■ 1号特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ（2/2）

特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類（日本標準産業分類第14回改定）		特定技能外国人が従事する業務区分																	
分類番号	分類項目名	機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理	紙器・段ボール箱製造	コンクリート製品製造	RPF製造	陶磁器製品製造	印刷・製本	紡織製品製造	縫製	電線・ケーブル製造	プレハブ住宅製品製造	家具製造	定形・不定形耐火物製造	生コンクリート製造	ゴム製品製造	かばん製造	
225	鉄素形材製造業	○																	
2291	鉄鋼シャースリット業	○																	
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）	○																	
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押しを含む）	○																	
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）											○							
235	非鉄金属素形材製造業	○																	
2422	機械刃物製造業	○																	
2424	作業工具製造業	○																	
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	○																	
2432	ガス機器・石油機器製造業	○																	
2441	鉄骨製造業	○											○						
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	○											○						
2443	金属製サッシ・ドア製造業	○		○															
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業												○						
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）	○																	
245	金属素形材製品製造業	○											○						
2461	金属製品塗装業	○											○						
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○															
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○															
2465	金属熱処理業	○																	
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）			○															
2471	くぎ製造業	○																	
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）	○																	
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○											○						
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）	○																	
25	はん用機械器具製造業（細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。）	○																	
26	生産用機械器具製造業	○																	
27	業務用機械器具製造業（小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。）	○																	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○				○											
29	電気機械器具製造業（細分類2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）	○	○	○				○											
30	情報通信機械器具製造業	○	○	○				○											
311	自動車・同附属品製造業	○	○	○								○						○	
314	航空機・同附属品製造業	○	○	○															
3253	運動用具製造業	○																	
3293	バレット製造業	○	○																
3295	工業用模型製造業	○																	
3299	他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）	○	○					○											
484	こん包業	○	○		○														

※想定する組合せに○を記載。なお、○がない組合せによる受入れは、事業所が行う産業の実態や特定技能外国人が従事する作業の内容等によってはあり得る。

■ 2号特定技能外国人が活動を行う事業所が行う産業の分類と特定技能外国人が従事する業務区分で想定する組合せ

令和7年5月26日

令和8年5月8日一部改正

製造業特定技能外国人受入れ協議・連絡会決定第2号

分類番号	分類項目名	特定技能外国人が従事する業務区分		
		機械金属加工	電気電子機器組立て	金属表面処理
18	プラスチック製品製造業	○	○	○
2194	鋳造業（中子を含む）	○		
2211	高炉による製鉄業	○		
2212	高炉によらない製鉄業	○		
222	製鋼・製鋼圧延業	○		
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○		
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	○		
2234	鋼管製造業	○		
2236	磨棒鋼製造業	○		
2237	引抜鋼管製造業	○		
225	鉄素形材製造業	○		
2291	鉄鋼シャースリット業	○		
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）	○		
2332	アルミニウム・合金金圧延業（抽伸、押し出しを含む）	○		
235	非鉄金属素形材製造業	○		
2422	機械刃物製造業	○		
2424	作業工具製造業	○		
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	○		
2432	ガス機器・石油機器製造業	○		
2441	鉄骨製造業	○		
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）	○		
2443	金属製サッシ・ドア製造業	○		○
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）	○		
245	金属素形材製品製造業	○		
2461	金属製品塗装業	○		
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）			○
2465	金属熱処理業	○		
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）			○
2471	くぎ製造業	○		
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）	○		
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○		
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）	○		
25	はん用機械器具製造業（細分類2591消火器具・消火装置製造業を除く。）	○		
26	生産用機械器具製造業	○		
27	業務用機械器具製造業（小分類274医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類276武器製造業を除く。）	○		
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	○	○	○
29	電気機械器具製造業（細分類2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）	○	○	○
30	情報通信機械器具製造業	○	○	○
311	自動車・同附属品製造業	○	○	○
314	航空機・同附属品製造業	○	○	○
3253	運動用具製造業	○		
3293	パレット製造業	○	○	
3295	工業用模型製造業	○		
3299	他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）	○	○	
484	こん包業	○	○	

※想定する組合せに○を記載。なお、○がない組合せによる受入れは、事業所が行う産業の実態や特定技能外国人が従事する作業の内容等によってはあり得る。

## 別紙 4

工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針  
及び育成就労に係る制度の運用に関する方針

法 務 大 臣  
厚生労働大臣  
国家公安委員会  
外 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）第 2 条の 4 第 1 項及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「育成就労法」という。）第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、入管法第 2 条の 3 第 1 項及び育成就労法第 7 条第 1 項の規定に基づき定められた「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）にのっとり、工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針（以下「分野別運用方針」という。）を定める。

## 第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）及び特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である分野（育成就労産業分野）

工業製品製造業分野（以下「製造業分野」という。）

- 2 当該産業上の分野における人材の不足の状況（当該産業上の分野において人材が不足している地域の状況を含む。）に関する事項

## (1) 特定技能外国人及び育成就労外国人受入れの趣旨・目的

## ア 特定技能外国人

製造業分野において深刻化する人手不足に対応するため、専門性・技能を生かした業務に即戦力として従事する外国人を受け入れることで、本分野の存続・発展を図り、もって我が国の経済・社会基盤の持続可能性を維持する。

## イ 育成就労外国人

特定産業分野のうち、外国人にその分野に属する技能を本邦において就労を通じて修得させることが相当である製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保する。

## (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組

## ア 生産性向上のための取組

各企業及び業界では、①生産プロセスの見える化等の工場のデジタル化、I o T・A I 等の活用による生産プロセスの刷新等といった生産現場の改善徹底や、

②研修・セミナー等の人材育成等による生産性向上のための取組を実施している。

また、経済産業省としても、企業による設備投資やIT導入を支援する施策により、企業による生産性向上の取組を支援している。

こうした取組の結果、製造業の生産性は、直近5年間（平成30年から令和5年まで）で、約7%向上している。

#### イ 国内人材確保のための取組

次の（ア）、（イ）及び（ウ）の取組を実施している。

##### （ア）女性、高齢者、就職困難者等の就業促進

① 各企業及び業界は、女性や高齢者も働きやすい職場環境及び人事制度を整備

② 経済産業省は、中小企業の多様な人材活用を促す「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」（令和5年6月中小企業庁）を普及

##### （イ）処遇改善

① 各企業及び業界は、適正取引の推進等による適正な賃金水準を確保

② 経済産業省は、賃上げ促進税制や価格転嫁の推進、省力化投資等の生産性向上のための支援による賃上げ等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

##### （ウ）安全衛生対策

① 各企業及び業界は、安全衛生講習の実施や安全装置の導入などの労働安全衛生対策等を実施

② 経済産業省は、労働安全衛生対策に係る業界との連携等を通じて、企業による国内人材確保の取組を促進

上記（ア）、（イ）及び（ウ）の取組の結果、次の（エ）、（オ）及び（カ）のとおり成果がみられる。

##### （エ）（ア）の成果

製造業分野の就業者に占める女性及び65歳以上の者の比率は、近年、約3割の水準を維持（推計値）

##### （オ）（イ）の成果

製造業分野の平均賃金は、令和元年には約508万円だったところ、令和6年には約535万円となっており、約5.3%上昇

##### （カ）（ウ）の成果

労働災害動向調査の結果による労働災害率（度数率）（製造業）は、令和元年から令和5年まで2.00未満で推移し、労働災害動向調査の対象産業全体と比べて低い水準

#### （3）受入れの必要性（人手不足の状況を判断するための客観的指標を含む。）

製造業分野に係る職種における有効求人倍率（令和6年度）は2.81倍であり、有効求人倍率からみても、全国的に人材確保が困難な状況にある。

製造業分野については、デジタル化の進展等により、今後も半導体、産業機械、素材産業等を中心に成長が見込まれる中、令和6年度の人手不足数は、製造業分野

の就業者数に欠員率を乗じて算出すると12万7,000人程度である。今後、年1.3%程度と予測される製造業の需要拡大とこれに伴う労働需要の拡大が続くと、令和10年度には576万6,900人程度の就業者が必要となるが、上記(2)に掲げた生産性向上のための取組及び国内人材確保のための取組を継続することにより人手不足が36万4,500人程度緩和されることが見込まれるものの、なお31万9,200人程度の手不足が生じるものと推計される。

今後も製造業分野における労働需要は増加するものと見込まれ、かかる要因による人手不足が早急に改善できる見通しは立っていない。

製造業分野は、我が国の国民生活に不可欠な分野であり、同分野の基盤を維持し、持続的な発展を図るためには、製造業分野について一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることが必要不可欠である。

#### (4) 受入れ見込数(育成就労法第7条の2第2項第4号の当該個別育成就労産業分野における受入れ見込数を含む。)

##### ア 製造業分野全体の受入れ見込数

製造業分野全体における令和6年度から令和10年度までの5年間の受入れ見込数は、31万9,200人である。

当該受入れ見込数は、製造業分野において、令和10年度には68万3,700人程度の手不足が見込まれる中、工場のデジタル化等の労働効率化による生産性向上(令和10年度までに約7%程度の生産性向上により、33万900人程度の省人化)や、職場環境及び人事制度の整備による追加的な国内人材の確保(令和10年度までに3万3,600人程度)を行ってもなお不足すると見込まれるものであり、過大なものとはなっていない。

##### イ 1号特定技能外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和6年度から5年間の1号特定技能外国人の受入れ見込数は、19万9,500人であり、これを令和10年度末までの5年間の受入れの上限として運用する。

##### ウ 育成就労外国人の受入れ見込数

製造業分野における令和9年度から2年間の育成就労外国人の受入れ見込数は、11万9,700人であり、これを令和10年度末までの2年間の受入れの上限として運用する。

### 3 在留資格認定証明書の交付又は育成就労認定の停止の措置及び再開の措置

#### (1) 製造業分野をめぐると人手不足状況の把握方法

経済産業大臣は、次の指標等により人手不足状況の変化を的確に把握する。

- ① 製造業分野の1号特定技能外国人及び育成就労外国人の在留者数(定期的に法務省から経済産業省に提供)
- ② 雇用動向調査に基づく欠員率、職業安定業務統計に基づく有効求人倍率
- ③ 一般職業紹介状況に基づく有効求人数及び、有効求職者数並びに雇用動向調査に基づく未充足求人数
- ④ 必要に応じて業界団体を通じた所属企業等への調査
- ⑤ 入管法第19条の18第1項に規定する特定技能所属機関等からの状況把握等

**(2) 入管法第7条の2第3項及び第4項(これらの規定を同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する在留資格認定証明書の交付の停止の措置及び交付の再開の措置に関する事項**

① 経済産業大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)イに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣に対し、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を求める。

② 一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置を講じた場合において、当該特定産業分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣に対し、在留資格認定証明書の交付の再開の措置を求める。

**(3) 育成就労法第12条の2の規定による育成就労認定の停止の措置及び認定の再開の措置に関する事項**

① 経済産業大臣は、上記(1)の客観的指標等を踏まえ、人手不足の状況の変化に応じて分野別運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行うとともに、上記2(4)ウに掲げた受入れ見込数を超えることが見込まれる場合その他必要とされる人材が確保されたと認められる場合には、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、一時的に育成就労認定(育成就労外国人及び育成就労認定が育成就労法第16条第1項の規定により取り消されたことにより育成就労の対象でなくなった外国人に係るものを除く。)の停止の措置を求める。

② 一時的に育成就労認定の停止の措置を講じた場合において、当該育成就労分野において再び人材の確保を図る必要性が生じた場合には、経済産業大臣は、法務大臣及び厚生労働大臣に対し、育成就労認定の再開の措置を求める。

**4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項**

**(1) 特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項**

経済産業省は、関係業界等と協働して、育成就労、特定技能1号及び特定技能2号に係る製造業分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

製造業分野における育成プログラムは、次の事項を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

① 目指すレベル(求められる役割・作業)

② 必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習

**(2) 治安への影響を踏まえて講じる措置**

経済産業省は、基本方針を踏まえつつ、所掌事務を通じて治安上の問題となり得る事項を把握するために必要な措置を講じるとともに、把握した事項について制度関係機関と適切に共有する。

また、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、基本方針を踏まえつつ、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

#### **ア 治安上の問題に対する措置**

経済産業省は、製造業分野における特定技能外国人又は育成就労外国人が関わる犯罪、行方不明、悪質な送出国の介在その他の治安上の問題を把握した場合には、事業者、業界団体等に対して助言・指導を行うなど、必要な措置を講じる。

#### **イ 治安上の問題を把握するための取組及び把握した情報等を制度関係機関等と共有するための取組等**

経済産業省は、上記アの治安上の問題を把握するため、下記第二 2（3）ア及び第三 4（3）アで設定する団体（以下「外国人受入事業実施法人」という。）等と連携する等、必要な措置を講じる。また、上記アの治安上の問題について、制度関係機関等との間で適切に共有するため、情報共有の手続を定めるなど、必要な措置を講じるとともに、深刻な治安上の影響が生じるおそれがあると認める場合には、経済産業省及び制度関係機関において、共同して所要の検討を行い、分野別運用方針の変更を含め、必要な措置を講じる。

#### **（3）大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置**

経済産業省は、特定技能制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「特定技能の協議会」という。）又は育成就労制度における製造業分野に係る分野別協議会（以下単に「育成就労の協議会」という。）や外国人受入事業実施法人等と連携し、本制度の趣旨や地方における優良事例等の情報を全国的に周知することで、地方の事業者が必要な特定技能外国人及び育成就労外国人を受け入れられるよう図っていく。また、上記 3（1）に掲げた指標等を踏まえ、地方における人手不足の状況を把握し、その他の必要な関連施策を講じる等の確に対応する。

そのほか、経済産業省は、制度を所管する行政機関や地方公共団体、事業者、業界団体等と適切に連携するなどして、特定技能外国人及び育成就労外国人が居住する地域における外国人との共生のための施策の推進を支援する。

#### **（4）公租公課に関する必要な措置**

特定技能外国人、育成就労外国人、特定技能所属機関及び育成就労実施者は、納付すべき公租公課を適切に支払う責務があり、また、経済産業省は、これらの者が納付すべき公租公課の未納を防ぐため、制度を所管する行政機関と連携の上、必要な措置を講じる。

## **第二 特定技能制度に関する事項**

### **1 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項**

#### **（1）1号特定技能外国人**

製造業分野において特定技能 1 号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア及びイに定める試験に合格した者とする。

## ア 技能水準

次のいずれかの試験

- ① 別表1のa. 技能水準の欄に掲げるもの
- ② 別表3のd. 技能水準（育成就労終了まで）の欄に掲げるもの

## イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

## (2) 2号特定技能外国人

製造業分野において特定技能2号の在留資格で受け入れる外国人は、次のア(ア)及びイに定める試験に合格した者であり、かつ、ア(イ)に定める実務経験の要件も満たす者とする。

### ア 技能水準

#### (ア) 技能水準

別表2のa. 技能水準の欄に掲げるもの

#### (イ) 実務経験

日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場において、自らの判断で業務を遂行できる能力を要する業務に従事した実務経験を要件とする。

### イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの

## 2 その他特定技能制度の運用に関する重要事項

### (1) 業務区分及び特定技能外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び当該業務区分において従事する業務は、それぞれ次のア及びイに定めるとおりとする。

なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：原材料・部品の調達・搬送作業、各業務の前後工程作業、クレーン・フォークリフト等運転作業、清掃・保守管理作業等）に付随的に従事することは差し支えない。

#### ア 1号特定技能外国人

上記1(1)ア①の技能水準にあつては、当該技能水準に対応し、それぞれ別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとし、上記1(1)ア②の技能水準にあつては、当該技能水準に対応する別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分と同一の別表1のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

#### イ 2号特定技能外国人

上記1(2)ア(ア)の技能水準に対応し、それぞれ別表2のb. 業務区分（従事する業務）の欄に定めるとおりとする。

### (2) 特定技能外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

### (3) 特定産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

#### ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分か

れていること等から、特定技能外国人の受入れに係る製造事業者団体は、製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して次の取組を実施する団体（以下「特定技能外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

- ① 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルールの設定及び遵守状況の確認
- ② 海外の現地機関との調整、試験場所の確保、受験者の募集、試験の実施等

#### イ 特定技能所属機関等に対して特に課す条件

- ① 特定技能所属機関は、生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行っていること。
- ② 特定技能所属機関は、特定技能外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ③ 特定技能外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和4年経済産業省告示第127号)において定める産業を行っていること。
- ④ 特定技能所属機関は、製造業分野における特定技能外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された特定技能の協議会において協議が調った措置を講ずること。
- ⑤ 特定技能所属機関は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、育成就労制度において従事した業務とは異なる業務に従事する等の場合には、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。
- ⑦ 特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

### 第三 育成就労制度に関する事項

#### 1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

製造業分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時まで満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

##### (1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定

日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講  
(2) 育成就労の開始後1年経過時まで満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1(1)①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表3のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

2 育成就労外国人の育成に関する事項

製造業分野において設定する主たる技能は、別表3のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、製造業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項

(1) 本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

製造業分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表3のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの

(2) 転籍制限期間及びその理由

転籍制限期間は2年とする。

製造業分野内の一部育成就労実施者においては、自己又は他の従業員の安全に配慮するため、取扱いに特段の留意が必要な製造用機械等があり、転籍により職場環境が変わることで安全への配慮不足等により重大事故につながるものがないよう、一定の時間をかけて安全衛生教育等を実施していくことが必要である。また、製造業分野内の一部育成就労実施者においては、転籍を認めることにより人材の流動性が高まり、人材が確保できなくなるおそれがあることから、激変緩和措置として、当面の間、転籍制限期間を2年とする必要がある。

(3) 1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者において講じる待遇向上策

毎年、製造業分野における育成就労外国人を受け入れるための関係省庁等で構成された育成就労の協議会において、当該分野における全企業の賃上げ率（所定内給与の定期昇給分及びベースアップ分）を基準に、昇給率を設定・公表する。1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者においては、在籍する育成就労外国人の所定内給与を1年目から2年目にかけて、当該昇給率によって昇給することとする。

なお、転籍制限期間を1年と設定する育成就労実施者においては、上記の待遇向上策を講じる義務は生じない。

#### 4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

##### (1) 業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

製造業分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする（第二2（1）参照）。

##### (2) 育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

##### (3) 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

###### ア 製造事業者団体に対して特に課す条件

製造業分野は多数の専門職種に分かれており、製造事業者団体も多数に分かれていること等から、育成就労外国人の受入れに係る製造事業者団体は、製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するため、共同して製造業分野における育成就労外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた共同ルール策定及び遵守状況の確認を実施する団体（以下「育成就労外国人受入事業実施法人」という。）を設けること。

###### イ 育成就労実施者等に対して特に課す条件

- ① 育成就労実施者は、育成就労外国人受入事業実施法人に所属すること。
- ② 育成就労外国人が活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、経済産業大臣が定める産業を行っていること。
- ③ 育成就労実施者及び監理支援機関は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ④ 育成就労実施者は、経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対し、必要な協力を行うこと。

別表 1 (第二 1 及び 2 関係)

項番	a. 技能水準	b. 業務区分 (従事する業務)
1	製造分野特定技能 1 号評価試験 (機械金属加工)	機械金属加工 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事する業務)
2	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電気電子機器組立て)	電気電子機器組立て (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事する業務)
3	製造分野特定技能 1 号評価試験 (金属表面処理)	金属表面処理 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事する業務)
4	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紙器・段ボール箱製造)	紙器・段ボール箱製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事する業務)
5	製造分野特定技能 1 号評価試験 (コンクリート製品製造)	コンクリート製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事する業務)
6	製造分野特定技能 1 号評価試験 (R P F 製造)	R P F 製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破碎・成形等の作業に従事する業務)
7	製造分野特定技能 1 号評価試験 (陶磁器製品製造)	陶磁器製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事する業務)
8	製造分野特定技能 1 号評価試験 (印刷・製本)	印刷・製本 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事する業務)
9	製造分野特定技能 1 号評価試験 (紡織製品製造)	紡織製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事する業務)
10	製造分野特定技能 1 号評価試験 (縫製)	縫製 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事する業務)
11	製造分野特定技能 1 号評価試験 (電線・ケーブル製造)	電線・ケーブル製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電線又はケーブルの製造工程の作業に従事する業務)
12	製造分野特定技能 1 号評価試験 (プレハブ住宅製品製造)	プレハブ住宅製品製造 (指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、プレハブ住宅製品の製造工程の作業に従事する業務)

13	製造分野特定技能1号評価試験（家具製造）	家具製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、家具製品の製造工程の作業に従事する業務）
14	製造分野特定技能1号評価試験（定形・不定形耐火物製造）	定形・不定形耐火物製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、耐火物製品の製造工程の作業に従事する業務）
15	製造分野特定技能1号評価試験（生コンクリート製造）	生コンクリート製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、生コンクリートの製造工程の作業に従事する業務）
16	製造分野特定技能1号評価試験（ゴム製品製造）	ゴム製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、ゴム製品の製造工程の作業に従事する業務）
17	製造分野特定技能1号評価試験（かばん製造）	かばん製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、かばんの製造工程の作業に従事する業務）

別表2（第二1及び2関係）

項番	a. 技能水準	b. 業務区分（従事する業務）
1	製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（鋳造） 技能検定1級（鍛造） 技能検定1級（ダイカスト） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（金属プレス加工） 技能検定1級（鉄工） 技能検定1級（工場板金） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（工業包装） 技能検定1級（金属熱処理）	機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理する業務）
2	製造分野特定技能2号評価試験（電気電子機器組立て）及びビジネス・キ	電気電子機器組立て（複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組

	ヤリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（機械加工） 技能検定1級（仕上げ） 技能検定1級（機械検査） 技能検定1級（機械保全） 技能検定1級（電子機器組立て） 技能検定1級（電気機器組立て） 技能検定1級（プリント配線板製造） 技能検定1級（プラスチック成形） 技能検定1級（工業包装）	立工程の作業に従事し、工程を管理する業務）
3	製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション） 技能検定1級（めっき） 技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）	金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理する業務）

別表3（第二1、2、第三1、2及び3関係）

項番	a. 業務区分	b. 主たる技能	c. 技能水準（1年経過時まで）	d. 技能水準（育成就労終了まで）
1	機械金属加工	鋳鉄鋳物鋳造、 非鉄金属鋳物鋳造、 ハンマ型鍛造、 プレス型鍛造、 ホットチャンバダイカスト、 コールドチャンバダイカスト、 普通旋盤、 フライス盤、 数値制御旋盤、 マシニングセンタ、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）

	<p>治工具仕上げ、 金型仕上げ、 機械組立仕上げ、 機械検査、 機械系保全、 電子機器組立て、 回転電機組立て、 変圧器組立て、 配電盤・制御盤組 立て、 開閉制御器具組立 て、 回転電機巻線製 作、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション 成形、 ブロー成形、 手積み積層成形、 建築塗装、 金属塗装、 鋼橋塗装、 噴霧塗装、 工業包装</p>		
	<p>アルミニウム圧延 ・押出製品製造(引 抜加工)、 アルミニウム圧延 ・押出製品製造(仕 上げ)</p>	<p>アルミニウム圧延 ・押出製品製造育 成就労評価試験 (初級)</p>	<p>アルミニウム圧延 ・押出製品製造育 成就労評価試験 (専門級)</p>
	<p>全体熱処理、 表面熱処理(浸炭・ 浸炭窒化・窒化)、 部分熱処理(高周 波熱処理・炎熱処 理)</p>	<p>金属熱処理育成就 労評価試験(初級)</p>	<p>金属熱処理育成就 労評価試験(専門 級)</p>
	<p>手溶接、 半自動溶接</p>	<p>溶接育成就労評価 試験(初級)</p>	<p>溶接育成就労評価 試験(専門級)</p>

		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）
		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
2	電気電子機器組立て	普通旋盤、フライス盤、数値制御旋盤、マシニングセンタ、治工具仕上げ、金型仕上げ、機械組立仕上げ、機械検査、機械系保全、電子機器組立て、回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て、回転電機巻線製作、プリント配線板設計、プリント配線板製造、圧縮成形、射出成形、インフレーション成形、ブロー成形、手積み積層成形、工業包装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）

		ビーズ法発泡スチロール成形	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（初級）	ビーズ法発泡スチロール成形育成就労評価試験（専門級）
		プラスチック成形材料製造	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（初級）	プラスチック成形材料製造育成就労評価試験（専門級）
3	金属表面処理	電気めっき、溶融亜鉛めっき、陽極酸化処理	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
4	紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き、印刷箱製箱、貼箱製造、段ボール箱製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
5	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験（初級）	コンクリート製品製造育成就労評価試験（専門級）
6	RPF製造	RPF製造	RPF製造育成就労評価試験（初級）	製造分野特定技能1号評価試験（RPF製造）
7	陶磁器製品製造	機械ろくろ成形、圧力鑄込み成形、パッド印刷、排泥鑄込み成形	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（初級）	陶磁器工業製品製造育成就労評価試験（専門級）
8	印刷・製本	オフセット印刷、製本	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		グラビア印刷	グラビア印刷育成就労評価試験（初級）	グラビア印刷育成就労評価試験（専門級）
9	繊維製品製造	糸浸染、織物・ニット浸染、靴下製造、丸編みニット製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		紡績運転（前紡工程）、紡績運転（精紡工程）、紡績運転（巻糸工程）、紡績運転（合ねん糸工程）	紡績運転育成就労評価試験（初級）	紡績運転育成就労評価試験（専門級）

		織布運転（準備工程）、織布運転（製織工程）、織布運転（仕上工程）	織布運転育成就労評価試験（初級）	織布運転育成就労評価試験（専門級）
		たて編ニット生地製造	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（初級）	たて編ニット生地製造育成就労評価試験（専門級）
		織じゅうたん製造、タフテッドカーペット製造、ニードルパンチカーペット製造	カーペット製造育成就労評価試験（初級）	カーペット製造育成就労評価試験（専門級）
		製網	製網育成就労評価試験（初級）	製網育成就労評価試験（専門級）
		染色（捺染）	染色（捺染）育成就労評価試験（初級）	染色（捺染）育成就労評価試験（専門級）
10	縫製	婦人子供既製服縫製、紳士既製服製造、寝具製作、帆布製品製造、ワイシャツ製造	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		下着類製造	下着類製造育成就労評価試験（初級）	下着類製造育成就労評価試験（専門級）
		自動車シート縫製	自動車シート縫製育成就労評価試験（初級）	自動車シート縫製育成就労評価試験（専門級）
		タオル製造	タオル製造育成就労評価試験（初級）	タオル製造育成就労評価試験（専門級）
		カーテン縫製	カーテン縫製育成就労評価試験（初級）	カーテン縫製育成就労評価試験（専門級）
11	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造	電線・ケーブル製造育成就労評価試験（初級）	電線・ケーブル製造育成就労評価試験（専門級）

12	プレハブ住宅製品製造	大工工事、 タイル張り、 普通旋盤、 金属プレス、 構造物鉄工、 機械板金、 建築塗装、 金属塗装、 噴霧塗装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価試験（初級）	溶接育成就労評価試験（専門級）
		コンクリート製品製造	コンクリート製品製造育成就労評価試験（初級）	コンクリート製品製造育成就労評価試験（専門級）
13	家具製造	金属プレス、 機械板金、 家具手加工、 圧縮成形、 射出成形、 インフレーション成形、 ブロー成形、 金属塗装、 噴霧塗装、 工業包装	技能検定試験（基礎級）	技能検定試験（3級）
		手溶接、 半自動溶接	溶接育成就労評価試験（初級）	溶接育成就労評価試験（専門級）
		家具組立て	家具組立て育成就労評価試験（初級）	家具組立て育成就労評価試験（専門級）
		マットレス製造	マットレス製造育成就労評価試験（初級）	マットレス製造育成就労評価試験（専門級）
		家具シート縫製	家具シート縫製育成就労評価試験（初級）	家具シート縫製育成就労評価試験（専門級）
14	定形・不定形耐火物製造	定形耐火物製造	定形耐火物製造育成就労評価試験（初級）	定形耐火物製造育成就労評価試験（専門級）

		不定形耐火物製造	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 (初級)	不定形耐火物製造 育成就労評価試験 (専門級)
15	生コンクリート 製造	生コンクリート製 造	生コンクリート製 造育成就労評価試 験 (初級)	製造分野特定技能 1号評価試験 (生 コンクリート製 造)
16	ゴム製品製造	成形加工、 押出し加工、 混練り圧延加工、 複合積層加工	ゴム製品製造育成 就労評価試験 (初 級)	ゴム製品製造育成 就労評価試験 (専 門級)
17	かばん製造	かばん製造	かばん製造育成就 労評価試験 (初級)	かばん製造育成就 労評価試験 (専門 級)

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和四年経済産業省告示第二百二十七号）

最終改正 令和八年五月八日

（特定技能に係る上陸のための条件）

第一条 工業製品製造業分野（以下単に「製造業分野」という。）に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

（特定技能雇用契約の内容の基準）

第二条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が令和五年総務省告示第二百五十六号（統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件）に定める日本標準産業分類（以下単に「日本標準産業分類」という。）に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとする。

- 一 中分類一―繊維工業
- 二 細分類一二二―造作材製造業（建具を除く）
- 三 細分類一二二四―建築用木製組立材料製造業
- 四 小分類一三一―家具製造業

- 五 細分類一三九一―事務所用・店舗用装備品製造業
- 六 細分類一三九三―鏡縁・額縁製造業
- 七 細分類一三九九―他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
- 八 小分類一四一―パルプ製造業
- 九 細分類一四二―洋紙製造業
- 十 細分類一四二―板紙製造業
- 十一 細分類一四二三―機械すき和紙製造業
- 十二 細分類一四三一―塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
- 十三 細分類一四三二―段ボール製造業
- 十四 小分類一四四―紙製品製造業
- 十五 小分類一四五―紙製容器製造業

- 十六 小分類一四九―その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
- 十七 中分類一五―印刷・同関連業
- 十八 中分類一八―プラスチック製品製造業
- 十九 中分類一九―ゴム製品製造業
- 二十 小分類二〇六―かばん製造業
- 二十一 細分類二一二―生コンクリート製造業
- 二十二 細分類二一二三―コンクリート製品製造業
- 二十三 細分類二一二九―その他のセメント製品製造業
- 二十四 細分類二二四―衛生陶器製造業
- 二十五 細分類二二四二―食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
- 二十六 細分類二二四三―陶磁器製置物製造業
- 二十七 細分類二二四六―陶磁器製タイル製造業

- 二十八 細分類二一五一―耐火れんが製造業
- 二十九 細分類二一五二―不定形耐火物製造業
- 三十 細分類二一九四―鑄型製造業（中子を含む）
- 三十一 細分類二二一一―高炉による製鉄業
- 三十二 細分類二二一二―高炉によらない製鉄業
- 三十三 小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業
- 三十四 細分類二二三―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 三十五 細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 三十六 細分類二二三四―鋼管製造業
- 三十七 細分類二二三六―磨棒鋼製造業
- 三十八 細分類二二三七―引抜鋼管製造業
- 三十九 小分類二二五―鉄素形材製造業

- 四十 細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業
- 四十一 細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
- 四十二 細分類二三三二―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
- 四十三 細分類二三四一―電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
- 四十四 小分類二三五―非鉄金属素材製造業
- 四十五 細分類二四二二―機械刃物製造業
- 四十六 細分類二四二四―作業工具製造業
- 四十七 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 四十八 細分類二四三二―ガス機器・石油機器製造業
- 四十九 細分類二四四一―鉄骨製造業
- 五十 細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- 五十一 細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業

五十二 細分類二四四四―鉄骨系プレハブ住宅製造業

五十三 細分類二四四六―製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶

・ペール缶製造業に限る。）

五十四 小分類二四五―金属素形材製品製造業

五十五 細分類二四六一―金属製品塗装業

五十六 細分類二四六二―溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

五十七 細分類二四六四―電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

五十八 細分類二四六五―金属熱処理業

五十九 細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研

磨業に限る。）

六十 細分類二四七一―くぎ製造業

六十一 細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）

- 六十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
- 六十三 細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
- 六十四 中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九―消火器具・消火装置製造業を除く。）
- 六十五 中分類二六―生産用機械器具製造業
- 六十六 中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）
- 六十七 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 六十八 中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
- 六十九 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

七十 小分類三一―自動車・同附属品製造業

七十一 小分類三一四―航空機・同附属品製造業

七十二 小分類三二五三―運動用具製造業

七十三 小分類三二九三―パレット製造業

七十四 小分類三二九五―工業用模型製造業

七十五 小分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（RPF製造業及び人体保護具製造業に限る。）

七十六 小分類四八四―こん包業

2 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令

第一条第一項第七号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約に基づいて外国人が法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行う事業所にあつては、当該事業所が日本標準産業分類に掲げる産業のうち次の各号のいずれかに掲げるものを行っていることとす

る。

- 一 中分類一八―プラスチック製品製造業
- 二 細分類二一九四―鋳型製造業（中子を含む）
- 三 細分類二二一一―高炉による製鉄業
- 四 細分類二二一二―高炉によらない製鉄業
- 五 小分類二二二―製鋼・製鋼圧延業
- 六 細分類二二三―熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 七 細分類二二三二―冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
- 八 細分類二二三四―鋼管製造業
- 九 細分類二二三六―磨棒鋼製造業
- 十 細分類二二三七―引抜鋼管製造業
- 十一 小分類二二五―鉄素形材製造業

- 十二 細分類二二九一―鉄鋼シャースリット業
- 十三 細分類二二九九―他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
- 十四 細分類二三三二―アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
- 十五 小分類二三五―非鉄金属素形材製造業
- 十六 細分類二四二二―機械刃物製造業
- 十七 細分類二四二四―作業工具製造業
- 十八 細分類二四三一―配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
- 十九 細分類二四三二―ガス機器・石油機器製造業
- 二十 細分類二四四一―鉄骨製造業
- 二十一 細分類二四四二―建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
- 二十二 細分類二四四三―金属製サッシ・ドア製造業
- 二十三 細分類二四四六―製缶板金業（高压ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶

・ペール缶製造業に限る。）

二十四 小分類二四五―金属素形材製品製造業

二十五 細分類二四六一―金属製品塗装業

二十六 細分類二四六二―溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

二十七 細分類二四六四―電気めつき業（表面処理鋼材製造業を除く）

二十八 細分類二四六五―金属熱処理業

二十九 細分類二四六九―その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研

磨業に限る。）

三十 細分類二四七一―くぎ製造業

三十一 細分類二四七九―その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）

三十二 小分類二四八―ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業

三十三 細分類二四九九―他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご

製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）

三十四 中分類二五―はん用機械器具製造業（細分類二五九―消火器具・消火装置製造業を除く。）

三十五 中分類二六―生産用機械器具製造業

三十六 中分類二七―業務用機械器具製造業（小分類二七四―医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六―武器製造業を除く。）

三十七 中分類二八―電子部品・デバイス・電子回路製造業

三十八 中分類二九―電気機械器具製造業（細分類二九二―内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）

三十九 中分類三〇―情報通信機械器具製造業

四十 小分類三一―自動車・同附属品製造業

四十一 小分類三一四―航空機・同附属品製造業

四十二 細分類三二五三―運動用具製造業

四十三 細分類三二九三―パレット製造業

四十四 細分類三二九五―工業用模型製造業

四十五 細分類三二九九―他に分類されないその他の製造業（人体保護具製造業に限る。）

四十六 小分類四八四―こん包業

（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）

第三条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める

省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公

私機関が次の各号のいずれにも該当することとする。

一 生産性向上及び国内における人材確保のための取組を行うこととしていること。

二 第四条の登録を受けた法人の構成員となり、同条第一号イに規定する行動規範を遵守する

こととしていること。

三 外国人が特定技能雇用契約に基づき法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち前条第一項第一号、第十七号若しくは第七十六号に掲げるものを行っている場合、又は外国人が特定技能雇用契約に基づき同欄第二号に掲げる活動を行う事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち同条第二項第四十六号に掲げるものを行っている場合にあつては、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会（以下「協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

四 経済産業省又はその委託を受けた者が行う指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

五 法別表第一の二の表の育成就労の項の下欄に掲げる活動と異なる内容の活動を行わせる場合又は労働者の安全を確保するための措置を講ずる場合には、特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施することとしていること。

六 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付すること。

（特定技能外国人受入事業実施法人の登録）

第四条 製造業分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れを実現するための取組を実施する営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合するものは、経済産業大臣の登録を受けることができる。

一 次に掲げる取組（以下「特定技能外国人受入事業」という。）を行うこと。

イ 特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けて構成員が遵守すべき行動規範の策定及び適正な運用

ロ 法第二条の四第一項で規定する分野別運用方針で定める全ての試験区分における製造分

## 野特定技能評価試験の実施

二 第二条第一項各号又は第二項各号のいずれかに掲げる産業を行う事業所を有する本邦の私の機関が組織する団体を構成員とすること。

三 協議会の構成員となり、協議会に対し、必要な協力を行うこと。

### (登録の申請)

第五条 前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項

2 前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。

### (登録の拒否)

第六条 経済産業大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の

申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げる事項のいずれかに該当する者があるもの

イ 第十条第一項の規定による登録の取消しを受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消しを受けた法人の役員であった者であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

ロ 第四条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

- 二 特定技能外国人受入事業を的確に遂行するために必要な体制が整備されていない者
- 三 第十条第一項の規定による登録の取消しを受けた者であつて、当該取消しの日から起算して五年を経過していないもの

(登録に関する通知)

第七条 経済産業大臣は、第五条第一項に規定する申請書の提出を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を遅滞なく登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第八条 第四条の登録を受けた者(以下「登録法人」という。)は、第五条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の生じた年月日を記載して、その旨を遅滞なく経済産業大臣に届け出なければならない。

2 第五条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(報告の徴収等)

第九条 経済産業大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。

(登録の取消し)

第十条 経済産業大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の登録を取り消すことができる。

- 一 第六条第一号又は第二号に該当するとき。
  - 二 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - 三 不正の手段により第四条の登録を受けたとき。
  - 四 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 2 経済産業大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登

録を取り消された者に通知しなければならない。

(公表)

第十一条 経済産業大臣は、第四条の登録をしたとき、又は登録法人から第八条第一項の規定による変更の届出（第五条第一項第一号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があつたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 登録法人の名称、住所及びその代表者の氏名

二 第四条の登録をした年月日又は変更の生じた年月日

2 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。

一 名称、住所及びその代表者の氏名

二 第四条の登録をした年月日

三 第四条の登録を取り消した年月日

3 前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令の一部を改正する省令（令和四年法務省令第三十号）の施行の日から施行する。

(経済産業省告示の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十七号）

二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、産業機械製造業分

野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十八号）

三 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、電気・電子情報関連産業分野に特有の事情に鑑みて定める基準を定める件（平成三十一年経済産業省告示第五十九号）

改正文（令和四年経済産業省告示第七十七号） 抄

公布の日から施行する。

附 則（令和五年経済産業省告示第百十三号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 本邦において出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人からされた同法第七条の二第一項の規定による証明書の交付の申請であつて、この告示の施行の際、交付をすらかどうかの処分がされていないもの

二 在留資格を有する外国人からされた入管法第二十条第二項の規定による特定技能の在留資格への変更の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による許可をすらかどうかの処分がされていないもの

三 特定技能の在留資格をもつて本邦に在留する外国人からされた入管法第二十一条第二項の規定による在留期間の更新の申請であつて、この告示の施行の際、同条第三項の規定による

許可をするかどうかの処分がされていないもの

第三条 施行日前に、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書は、この告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下「新基準」という。）に適合するものとして同項に基づき交付した証明書とみなす。

第四条 次の各号のいずれかに該当する者の在留資格については、なお従前の例による。

- 一 この告示の施行の際現に特定技能の在留資格をもって本邦に在留する者
- 二 附則第二条第一号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第七

条の二第一項の規定に基づき交付を受けた証明書を所持し、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

三 附則第二条第二号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十条第三項の規定による許可を受けた者

四 附則第二条第三号の規定によりなお従前の例によることとされる場合における入管法第二十一条第三項の規定による許可を受けた者

五 施行日前に附則第三条の規定により新基準に適合するとして入管法第七条の二第一項に基づき交付した証明書とみなされることとなる証明書の交付を受け、施行日以後に同法第三章第一節又は第二節の規定による上陸許可の証印を受けた者

附 則（令和六年経済産業省告示第七十七号）

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年経済産業省告示第百五十四号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和七年経済産業省告示第八十号）

（施行期日）

第一条 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が、この告示による改正前の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準第三条第一号に規定する協議会の構成員である場合における当該本邦の公

私の機関に係る基準については、同条の規定は、この告示の施行の日以後初めてこの告示による改正後の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（以下この条において「新告示」という。）第四条の規定により経済産業大臣が登録をした日から起算して六月を経過した日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の場合には、新告示第三条の規定は、適用しない。

附 則（令和八年経済産業省告示第六十一号）

この告示は、令和八年六月一日から適用する。

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会設置について 新旧対照表

新	旧
<p>経済産業省が、<u>工業製品製造業</u>を所管する立場から、製造業特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。</p> <p>目的： 構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに特定技能制度に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な<u>実施</u>及び<u>特定技能外国人の保護</u>並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること</p> <p>協議・連絡事項： ① <u>特定技能外国人の受入状況、課題及び不正行為の状況並びに対応策</u></p> <p>② <u>特定技能外国人の受入れに係る優良事例等</u></p> <p>③ <u>特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することを防止することに資する措置</u></p> <p>④ <u>特定技能所属機関等が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置</u></p> <p>⑤ <u>その他特定技能外国人の適正な実施及び特定技能外国人の保護に資する情報及び取組</u></p> <p>構成員： ① (略)</p> <p>② <u>法務省、警察庁、外務省及び厚生労働省</u></p>	<p>経済産業省が、<u>素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業</u>を所管する立場から、製造業特定技能外国人材受入れの適正な実施のために、本協議・連絡会を組織する。</p> <p>目的： 構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する<u>特定技能の在留資格に係る制度</u>の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例の周知並びに<u>特定技能の在留資格</u>に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の適正な受入れ及び保護並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献すること</p> <p>協議・連絡事項： ① <u>外国人の受入れ状況及び課題（地域差に係る状況及び課題を含む。）並びに対応方策</u></p> <p>② <u>不正行為の抑止に資する取組・防止策</u></p> <p>③ <u>その他外国人材の適正な受入れ及び外国人の保護に資する情報・取組</u></p> <p>構成員： ① (略)</p> <p>② <u>法務省、外務省、厚生労働省及び国家公安委員会</u></p>

<p>③ <u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）第4条の登録を受けた法人</u></p> <p>④ <u>地方公共団体、経済団体その他の団体（本会の目的に賛同し、本会の行う情報把握や周知等に協力する能力を有すると経済産業省が認めるものに限る。）</u></p> <p>事務局： <u>経済産業省製造産業局製造産業戦略企画室</u></p>	<p>③ <u>素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業の特定技能所属機関又は特定技能所属機関になろうとする者</u></p> <p>④ <u>地方公共団体、経済団体その他の団体であって、協議・連絡会の行う情報把握や周知等に協力するもの</u></p> <p>事務局： <u>経済産業省製造産業局総務課及び商務情報政策局総務課（製造産業局素形材産業室、産業機械課及び商務情報政策局情報産業課がこれを助ける）</u></p>
---	--

製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領 新旧対照表

新	旧
<p>特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針(令和7年3月11日閣議決定)に基づき、<u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和4年経済産業省告示第127号)</u>(以下「<u>上乘せ基準告示</u>」という。)第3条第3号に定める製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する特定技能制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに<u>特定技能制度</u>に係る課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能の<u>適正な実施及び特定技能外国人の保護</u>並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>上乘せ基準告示第4条</u>の登録を受けた法人</p>	<p>特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針(令和7年3月11日閣議決定)に基づき、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(以下「協議・連絡会」という。)の組織及び運営に関し、次のように定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 協議・連絡会は、構成員相互の連絡及び連携の緊密化を図るとともに、構成員に対する<u>特定技能の在留資格に係る</u>制度の趣旨、外国人材受入れに関する施策などの情報及び優良事例等の周知並びに<u>特定技能の在留資格に係る</u>課題の把握及び対応方策についての検討及び協議を行うことにより、特定技能外国人の<u>適正な受入れ及び保護</u>並びに特定技能外国人の受入れ状況に係る地域差の発生の抑止に貢献することを目的とする。</p> <p>(組織)</p> <p>第二条 協議・連絡会の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 <u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規</u></p>

<p>四 (略)</p> <p>(構成員の義務)</p> <p>第三条 前条第3号に該当するものとして構成員となった者は、協議・連絡会の方針等を踏まえ、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、<u>上乗せ基準告示第2条第1項第1号、第17号若しくは第76号又は第2項第46号</u>に掲げる産業を行っている特定技能所属機関等に対し、協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じさせること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号により、特定技能の在留資格に係る<u>出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、構成員は必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(協議・連絡等)</p> <p>第六条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>その他特定技能外国人の適正な実施及び特定技能外国人の保護に資する情</u></p>	<p><u>定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(令和4年経済産業省告示第127号)(以下「上乗せ基準告示」という。)</u>第4条の登録を受けた法人</p> <p>四 (略)</p> <p>(構成員の義務)</p> <p>第三条 前条第3号に該当するものとして構成員となった者は、次に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本標準産業分類(令和5年総務省告示第256号)に掲げる産業のうち、<u>第11号又は第49号</u>に掲げる産業を行っている特定技能所属機関等に対し、協議・連絡会において協議が調った事項に関する措置を講じさせること</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第1号により、特定技能の在留資格に係る<u>出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、構成員は必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(協議・連絡等)</p> <p>第六条 協議・連絡会は、製造業分野の特定技能外国人の受入れに係る実情を踏まえ、次に掲げる事項について協議又は連絡等を行う。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 <u>その他特定技能外国人の適正な受入れ及び保護に資する情報及び取組</u></p>
--	---

<p style="text-align: center;">報及び取組</p> <p>(協議・連絡会と制度関係機関の連携)</p> <p>第十二条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る<u>出入国若しくは労働に関する法令又はその他の関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。</u></p>	<p>(協議・連絡会と制度関係機関の連携)</p> <p>第十二条 協議・連絡会は、報告の徴収、資料の要求、現地調査その他の活動の中で、特定技能の在留資格に係る<u>出入国管理及び難民認定法又は関係法令の規定に違反する事例を覚知したときは、適切に制度関係機関に情報提供を行うものとする。</u></p>
---	---

事業所が行っている産業の特性を踏まえて特に講じる措置について  
新旧対照表

新	旧
<p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「<u>上乘せ基準告示</u>」という。）第3条第3号で定める「協議会において協議が調った事項」及び<u>上乘せ基準告示</u>第4条に規定する特定技能外国人受入事業実施法人（以下「<u>JAIM</u>」という。）への所属要件は、以下のとおりとします。</p> <p>○「中分類 15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中分類 15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会、<u>全日本金属印刷工業協同組合連合会</u>のいずれかに所属していることとします。</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> </ul>	<p>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき工業製品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（令和4年経済産業省告示第127号）（以下「<u>上乘せ基準告示</u>」という。）第3条第3号で定める「協議会において協議が調った事項」並びに令和6年3月29日の<u>特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び工業製品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更に伴う整理を踏まえ、<u>上乘せ基準告示</u>第4条に規定する特定技能外国人受入事業実施法人（以下「<u>JAIM</u>」という。）への所属要件は、以下のとおりとします。</u></p> <p>○「中分類 15 印刷・同関連業」に係る産業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中分類 15 印刷・同関連業」に該当する事業所は、1号特定技能外国人を勤務させる場合には、全日本印刷工業組合連合会、全国グラビア協同組合連合会、全日本製本工業組合連合会のいずれかに所属していることとします。</li> <li>・（略）</li> <li>・（略）</li> </ul>